

トレーニング

テキスト・カリキュラムに完全連動！ 各学習段階での理解を促進！

「トレーニング」はテキスト・カリキュラムに完全連動したアウトプット教材です。いきなり該当箇所を過去問を解いても、すべての範囲を学習しないと解けない問題もあります。このトレーニングは一问一答形式・記述式で各回の講義で学習した範囲で問題演習ができるので、各学習段階において理解度を確認し、無理なく知識を積み上げていくことができます。また、各回講義の重要な箇所を表などにまとめて掲載している「ポイントチェック」で知識の整理ができ、本試験形式の「ステップアップ問題」でさらに理解を深めることができます。基本テキストと合わせて活用することで、効果的に学習することができる復習用ツールです。



□□□ 1. 外国人は、法令又は条約に禁止又は制限されている事項を除き、日本国内においても権利能力が認められる。

□□□ 2. 意思能力のない者（意思することができない）。

1. ○ 外国人は、法令または条約の規定により禁止される場合を除き、私権（権利能力）を享有する（民第3目）。すなわち、原則として、外国人にも日本人と同等の権利能力が認められる（平等主義）。

2. × 意思能力者のした行為は有効であり（大判明38.5.11）、取り消すことができる行為ではない。意思能力は、自己の行為の前後を判断する能力を指しているもので、そのような意思表示によって、その自己意思を拘束すべきでなく、また、その者から意思表示を受けた相手方も拘束すべきではないからである。

P19

P20

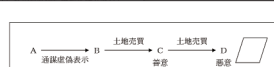
第1回講義 ポイントチェック

チェック項目	解 答	該当ページ
1 民法の基本原則（3つ）	① 所有権絶対の原則 ② 私的自治の原則 ③ 過失責任の原則	P13
2 権利能力の主体	① 自然人 ② 法人	P17
3 権利能力の始期	私権の享有（権利能力）は、出生に始まる（民第3目）。したがって、自然人は出生と同時に権利能力を取得する。	P17
4 幼児に権利能力が認められる場合（3つ）	① 不当行為に基づく損害賠償請求権（民第721） ② 不当利得返還請求権（民第703） ③ 不法原因給付返還請求権（民第708）	P18

ステップアップ問題（過去問【平成40-41】）

虚偽表示によって権利者として仮登記された土地の所有権が移転した場合は、

第三者が善意であった場合において、も民法第44条第2項によって保護される者の善意の場合のみ保護する」の記述のうち、この見解に対する批判1から5までのうちどれか。
ア この見解によれば、転売業者が地主を追及することができることとなる可能性がある。
イ この見解によれば、善意の転売業者は、地主を追及することができることとなる可能性がある。



絶対的構成説（大判明38.5.11）	相対的構成説
内 善意の第三者であることが絶対的・確定的に権利を取得する。転売業者Dは虚偽表示に善意でも有知に権利を取得する。	相対的構成説は、転売業者Dは虚偽表示に善意でも有知に権利を取得しない。虚偽表示について善意の第三者は、善意表示によって権利を取得し、虚偽表示について善意の第三者は、善意表示によって権利を取得しない。

一问一答形式で理解度を確認

問題は一问一答形式で掲載されています。解答・解説ページには該当する基本テキストのページが書かれているので該当ページを探すことなく、すぐに確認し復習することができます。不動産登記法・商業登記法では記述式に対応した基本問題を掲載し、早い時期から対策

ポイントチェックで知識の確認

各回の講義で覚えておかなければならない知識をポイントチェックでまとめてあります。知識を効率良く身につけるこ

ステップアップ問題で推論問題対策

推論問題で問われそうな知識を含む講義回にはステップアップ問題を掲載。本試験レベルの問題を通して、知識をさらにステップアップさせます。